

申告に必要なもの

前年の収入を明らかにするもの

- ①

令和6年中の収入金額の分かるもの（源泉徴収票、報酬等支払調書など）
- ②

収支内訳書（営業、農業、不動産収入のある方）
- ※事前に作成してきてください

各種控除を証明する書類

- ①

社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険料、健康保険料など）の控除証明書
- ②

生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③

障害者手帳や療育手帳、高齢福祉課が発行する障害者控除対象者認定書など
- ④

寄附金の領収書、証明書
- ⑤

医療費控除の明細書かセルフメディケーション税制の明細書（どちらか選択）
- ※事前に作成してきてください（医療費通知を使用する場合は添付してください）

スマートフォン申告に必要なもの

- 左記以外に次のものが必要です。
- ①

スマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応のもの）
- ②

マイナンバーカード
- ③

マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワード

・

利用者証明用電子証明書（数字4桁）

・

署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- 注意事項
- 自身のスマホにマイナポータルアプリをインストールして来場ください。通信料は自己負担です。

その他

- ①

市民税・県民税申告書（市役所から届いた方のみ）
- ②

「確定申告のお知らせ」はがきか封書（税務署から届いた方のみ）
- ③

マイナンバーカードか、通知カードと運転免許証などの本人確認書類

要介護認定を受けている方

申・問

高齢福祉課（西庁舎1階）

☎26-6827

65歳以上で、介護保険の要介護1から5か要支援2の認定を受けている方は、身体障害者手帳などを取得していなくても所得税法や地方税法上の障害者控除が受けられます。

この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が

必要です。認定書が必要な方は、介護保険被保険者証を持参の上、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。本人や同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

ふるさと納税した方

問

市・県民税＝税務課☎26-6814

所得税＝中津川税務署☎0573-66-1202

令和6年中にふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方は、確定申告書は提出不要です。

確定申告書を提出すると、特例制度が受けられなくなります。

ワンストップ特例を申請した方が確定申告書を提出する場合は、確定申告書の寄附金控除額に、全てのふるさと納税の金額を含めてください。

中津川税務署からのお知らせ

申・問

中津川税務署☎0573-66-1202

確定申告は自宅からスマホで

パソコンやスマホと、マイナンバーカードがあれば、e-Taxで申告できます。申告会場に行かなくても自宅から申告でき、申告書を印刷したり、添付書類を税務署に持参したりする必要もありません。「自宅からのe-Tax申告」をぜひ利用ください。



確定申告会場のお知らせ

□開設期間　2月17日(月)～3月17日(月)（平日のみ）

※上記以外の申告相談日は、中津川税務署に問い合わせください

□ところ　中津川税務署（中津川合同庁舎）

- 注意事項
- ①

入場には、入場整理券が必要です。整理券は会場で当日受け取るか、国税庁のLINEから事前に発行してください。
- ②

整理券の配布状況に応じて、後日来場をお願いすることがあります。配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。
- ③

会場では、自身のスマホを使って申告書の作成をお願いしています。

- スマホ申告に必要なもの
- ①

申告には、マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードが必要です。パスワードを控えた用紙などがあれば持参ください。

・

利用者証明用電子証明書（数字4桁）

・

署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- ②

自身のスマホにマイナポータルアプリをインストールしておく、スムーズに申告できます。

税の申告

申告期限

3月17日(月)

問

税務課☎26-6814

市の申告会場

申告会場	とき	□申告相談時間（各会場共通・平日のみ） 午前9時～正午、午後1時～4時40分 □スマートフォン申告 市役所会議棟にスマートフォン申告（e-Tax） ^{イータックス} 支援コーナーを設置します。操作を市職員が補助し、必要書類がそろっていれば、その場で申告書の送信まで完了できます。 □注意事項 ①初日や早朝は、混み合うことが予想されます。事前予約を利用するか、時間をずらして来場ください。 ②各会場に対象地域はありません。どの会場でも申告相談できます。 ③申告期間中、税務課窓口では申告相談は行いません。
市役所会議棟 ※スマホ申告もできます	2月17日(月)～3月17日(月)	
明智振興事務所	2月6日(休)～12日(休)	
串原コミセン	2月12日(休)、13日(休)	
中野方コミセン	2月18日(休)、19日(休)	
笠置コミセン	2月20日(休)、21日(金)	
飯地コミセン	2月25日(火)	
武並コミセン	2月26日(休)、27日(休)	
三郷コミセン	2月28日(金)、3月3日(月)	
山岡農村環境改善センター	3月4日(火)～6日(休)	
岩村コミセン	3月7日(金)～11日(火)	
上矢作コミセン	3月12日(休)～14日(金)	

■税理士による無料税務相談

□とき　2月17日(月)～26日(水)

午前9時40分～正午、午後1時～4時（平日のみ）

□ところ　市役所会議棟

事前予約

予約開始日：1月23日(木)

混雑を避け、待ち時間を短縮できます。次のいずれかの方法で予約して来場ください。

ウェブかアプリで予約

市ウェブサイトか市公式アプリえ～なびから予約できます。



- 注意事項
- ①

来場希望日の前日午後5時15分までに予約してください（申告日の前日が日曜日、祝日の場合は前の平日まで）。
- ②

当日はインターネットからの予約はできません。直接会場へ来場ください。
- ③

予約時間に遅れると、指定の時間帯で相談できない場合があります。

電話で予約

専用ダイヤル

☎26-6817（平日午前8時半～午後5時15分）

- 注意事項
- 来場希望日の前日までに予約してください。

市の申告会場では受け付けできない申告

問

中津川税務署☎0573-66-1202

次の申告相談を希望する方は、中津川税務署で相談ください。

- ・

過年分の申告
- ・

青色申告
- ・

消費税、贈与税、相続税の申告
- ・

インボイスに関する相談
- ・

住宅ローン控除の初回の申告
- ・

利子所得の申告
- ・

国外に居住する親族について扶養控除などの適用を受ける申告
- ・

令和7年1月2日以降に転入した方の申告
- ・

暗号資産の取引による収入がある方
- ・

分離課税の申告（配当・先物取引・山林所得）
- ・

譲渡所得（株や土地等を売買した所得）の申告
- ・

繰越損失の申告
- ・

雑損控除の申告